

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意! 「陳述」欄の「☐ 自己の計算において…ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

令和6年(ケ)第335号

注 意

本件は物件1～8と物件9～12を分けて売却しています。

このファイルの売却対象物件は、物件9～12のみです。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 2日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 佐 藤 佳 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月17日から 令和 7年 9月24日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月 1日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月15日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月 6日 午前 9時10分から 令和 7年10月10日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 2日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

9 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 123番1
 地 目 山林
 地 積 117平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

10 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 123番2
 地 目 山林
 地 積 23平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

11 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 124番1
 地 目 山林
 地 積 117平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

12 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 124番2



物 件 目 録

地 目 山林

地 積 15平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



物 件 明 細 書

令和 7年 7月 4日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 佐 藤 佳 恵

1 不動産の表示

【物件番号9～12】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号9～12】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号9, 10, 12】

本件所有者が占有している。

【物件番号11】

本件所有者が占有している。同人所有の売却対象外の建物(種類 倉庫、構造 プレハブ造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、床面積 1階約39.74平方メートル 2階約39.74平方メートル)が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

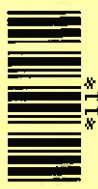
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

9 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 123 番 1
 地 目 山林
 地 積 117 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

10 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 123 番 2
 地 目 山林
 地 積 23 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

11 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 124 番 1
 地 目 山林
 地 積 117 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

12 所 在 上尾市菅谷五丁目
 地 番 124 番 2



物 件 目 録

地 目 山林

地 積 15平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



令和6年(ケ)第 335号
令和7年 2月 6日受理
令和7年 4月 7日提出

現況調査報告書

(2分冊の2：物件9～12)

さいたま地方裁判所

執行官 関 田 暁 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

床 面 積 1階 39.74平方メートル
2階 39.74平方メートル

所有者 有限会社埼住建設

9 所 在 上尾市菅谷五丁目

地 番 123番1

地 目 山林

地 積 117平方メートル

所有者 有限会社埼住建設

10 所 在 上尾市菅谷五丁目

地 番 123番2

地 目 山林

地 積 23平方メートル

所有者 有限会社埼住建設

11 所 在 上尾市菅谷五丁目

地 番 124番1

地 目 山林

地 積 117平方メートル

所有者 有限会社埼住建設

12 所 在 上尾市菅谷五丁目

地 番 124番2



物 件 目 録

地 目 山林

地 積 15平方メートル

所有者 有限会社埼住建設



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件9～12
現況地目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☒ 雑種地 (物件9～12) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物及び工作物 (上屋) を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建物 (目的外建物)	☐ ない ☒ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件11関係)	
所 在	上尾市菅谷五丁目124番1
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☒ 倉庫 ☐
構 造	プレハブ造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 (概略)	1階 約39.74平方メートル 2階 約39.74平方メートル
所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☒ 不明
建 築 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	1 法務局にて建物登記の有無を調査したところ、該当なしであった。 2 上尾市役所において、課税対象となる未登記建物の有無について調査したところ、該当なしであった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■債務者兼所有者会社代表者	1 目的土地は、資材置き場として使用していました。 2 目的土地上に建つ2階建ての建物及び上屋は、債務者兼所有者会社が建てました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

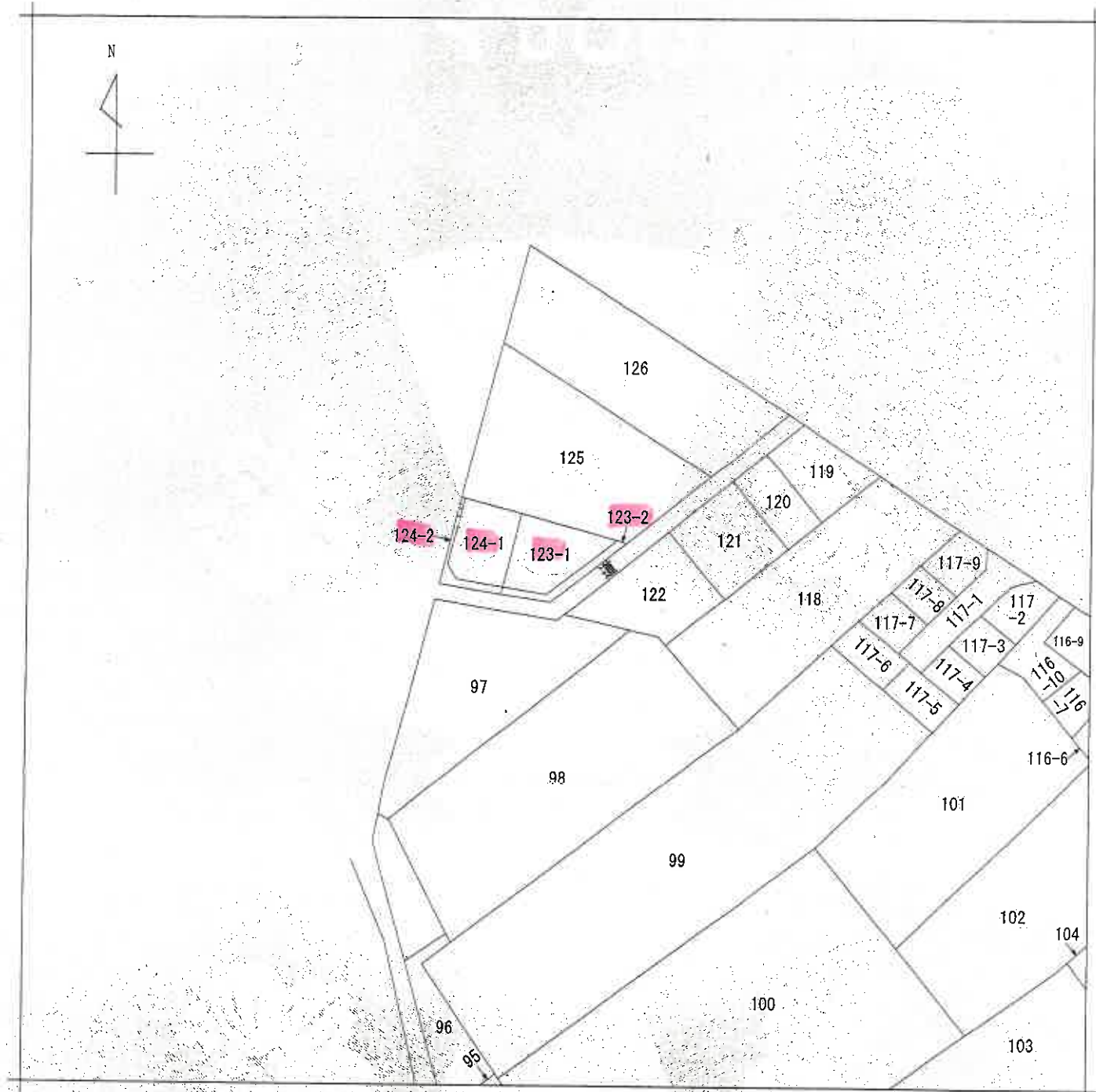
執行官の意見

- 目的物件の状況，官公署における調査内容，債務者兼所有者会社の回答書，債務者兼所有者会社代表者の陳述等を総合勘案し，占有関係については3枚目のとおり認めた。

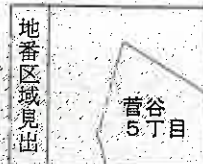
(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年2月13日 (木) 10:20-10:30	物件所在地	物件調査, 占有確認, 写真撮影
R7年2月21日 (金) 11:05-11:15	法務局 (上尾)	建物登記の有無を調査
R7年2月25日 (火) 9:00-9:10	郵便	債務者兼所有者会社に対して占有照会書を郵送
R7年3月13日 (木) 15:10-15:30	上尾市役所	課税対象となる未登記建物の有無を調査
R7年3月24日 (月) 13:15-13:30	物件所在地	物件調査, 占有確認, 調査実施・写真撮影 (評価人同行)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年3月24日 目的物件の敷地入口のフェンスが施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて敷地内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	上尾市菅谷五丁目				地番	123番1		
出縮	力尺	1/600	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局土尾出張所管轄)

令和6年10月21日

さいたま地方法務局

地図整理番号：M87882

登記官

(1/1)

(本図は原本を70%に縮小)

(8 枚目)

登記年月日：昭和59年3月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方公務員上屋出産所管轄)
令和6年10月21日 さいたま地方公務局

1234038

※123-2
123-1-2
124-1-2

測量

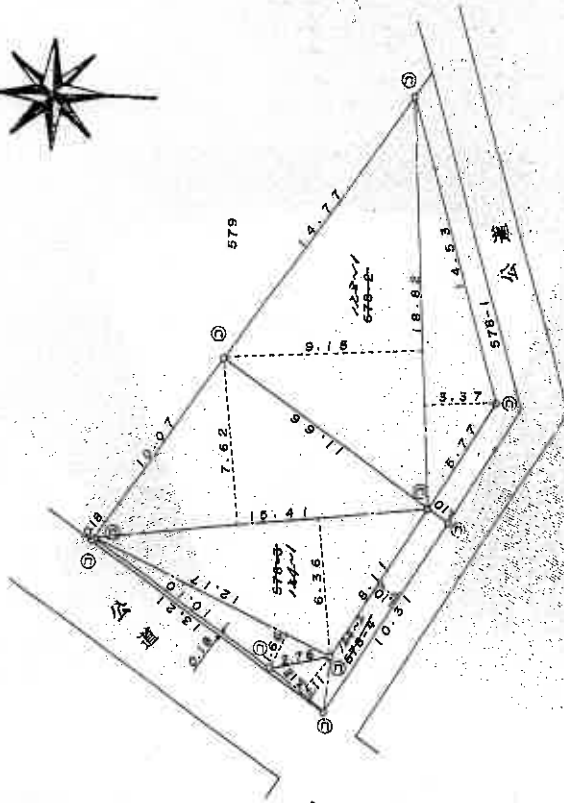
地番

土地の所在

上尾市置谷五丁目普合字中北通

地番	面積	㎡	㎡	㎡
123-2 578-2	18.82	X	9.15	=
	18.82	X	3.37	=
			㎡	㎡
			117.81320	㎡
124-1 578-3	15.41	X	7.62	=
	15.41	X	6.36	=
	12.17	X	1.66	=
			㎡	㎡
			235.6340	㎡
			117.81700	㎡
124-2 578-4	13.21	X	0.18	=
	10.10	X	0.18	=
	3.12	X	2.11	=
	10.31	X	1.10	=
	8.11	X	1.10	=
			㎡	㎡
			31.0410	㎡
			15.52050	㎡

面積
254.54000 -117.81320 -117.81700
578-1
面積
3.38930 ㎡



地番	面積	㎡	㎡	㎡
123-2	18.82	X	9.15	=
124-1	15.41	X	7.62	=
124-2	13.21	X	0.18	=
	10.10	X	0.18	=
	3.12	X	2.11	=
	10.31	X	1.10	=
	8.11	X	1.10	=
			㎡	㎡
			31.0410	㎡
			15.52050	㎡

作製者

申請人

縮尺 1/250

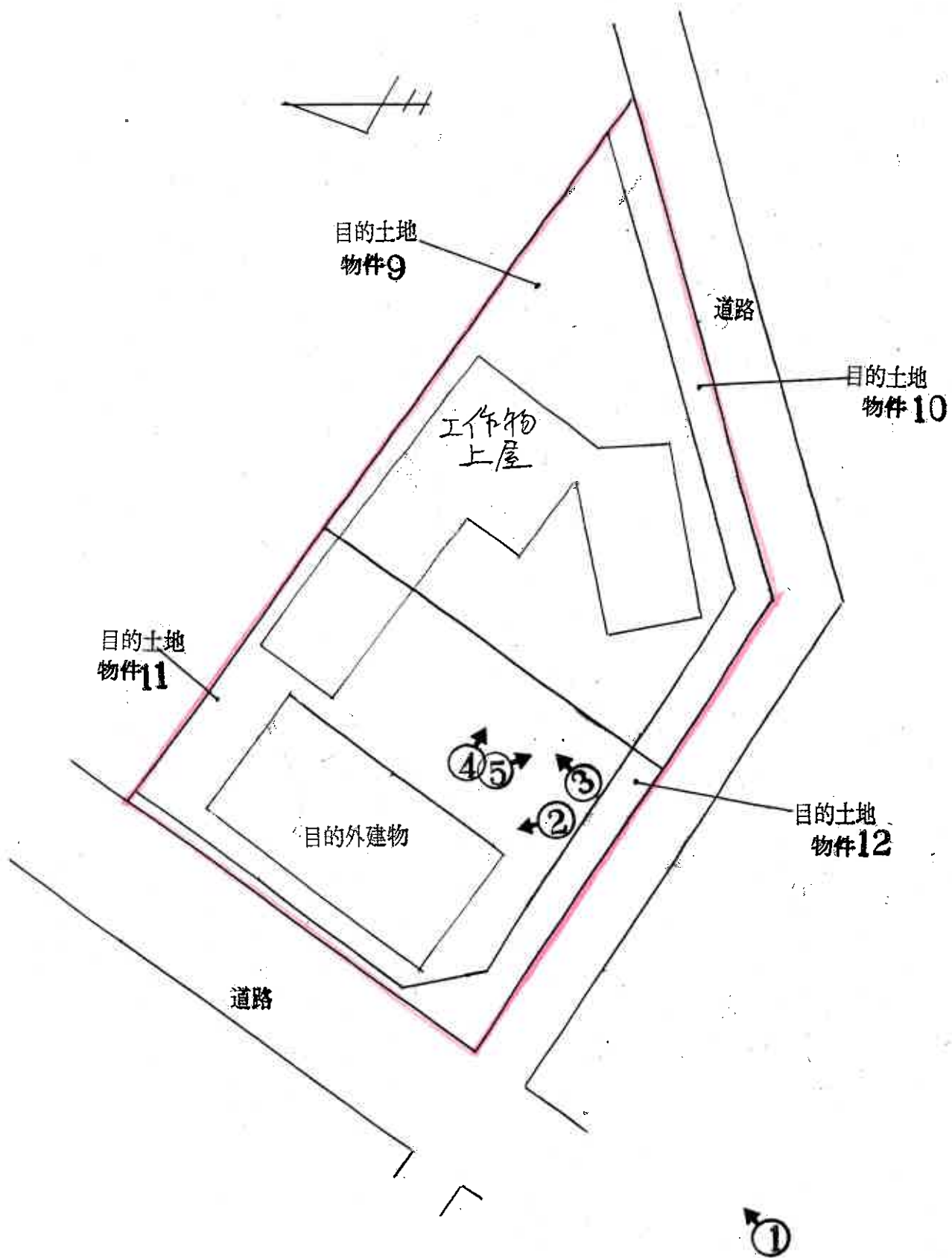
(本図は原本を70%に縮小)

(9枚目)

地図整理番号：M87883

土地建物位置関係図

♂ 写真撮影位置



(10枚目)



①



②



③



④



⑤

令和6年(ケ)第335号-②
令和7年3月24日現地調査
令和7年5月2日評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

(物件9～12)

不動産鑑定士
評価人 清 岡 明

物 件 目 録

9 所 在 上尾市菅谷五丁目
地 番 123番1
地 目 山林
地 積 117平方メートル

所有者 有限会社埼玉建設

10 所 在 上尾市菅谷五丁目
地 番 123番2
地 目 山林
地 積 23平方メートル

所有者 有限会社埼玉建設

11 所 在 上尾市菅谷五丁目
地 番 124番1
地 目 山林
地 積 117平方メートル

所有者 有限会社埼玉建設

12 所 在 上尾市菅谷五丁目
地 番 124番2
地 目 山林
地 積 15平方メートル

所有者 有限会社埼玉建設



第1 評価額

評 価 額	
金 2,870,000円	
内 訳 価 格	
物件9（土地）	金 1,590,000円
物件10（土地）	金 320,000円
物件11（土地）	金 760,000円
物件12（土地）	金 200,000円

- 1 一括価格は、物件9～12の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件11の内訳価格は件外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
9	所在地番 地目積 地所有者	別紙物件目録記載のとおり	地目：雑種地
10	所在地番 地目積 地所有者	別紙物件目録記載のとおり	地目：雑種地
11	所在地番 地目積 地所有者	別紙物件目録記載のとおり	地目：雑種地
12	所在地番 地目積 地所有者	別紙物件目録記載のとおり	地目：雑種地
物件 番号	特 記 事 項		
11	物件11上には、建物があるが、市街化調整区域に存し都市計画法の開発許可等は受けておらず宅地利用できない雑種地である。都市計画法違反の状態である。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 物件9～12(雑種地)

位 置 ・ 交 通	J R高崎線「北上尾」駅北東方2,350m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	農地が多く残るなか一般住宅、農家住宅等、雑木林が介在する農家集落地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 --- 50% 100% 指定なし 都市計画法第34条第12号
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢	272㎡(登記数量) 台形 台地、ほぼ平坦
接 面 道 路 の 状 況	北西約3.7m舗装市道にほぼ等高に接面(建築基準法上の道路) 南西約1.82m未舗装市道にほぼ等高に接面(建築基準法上に道路非該当) 南東約1.82m未舗装市道にほぼ等高に接面(建築基準法上に道路非該当)	
土地の利用状況等	未登記目的外建物の敷地である。	
供 給 処 理 施 設	水 道 ガ ス 下水道	なし なし なし ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。
特 記 事 項	- 開発及び建築共に許可の履歴はない。目的土地は、市街化調整区域内にあり、現状では、宅地性がなく、宅地利用するためには何らかの許可等をとる必要があるが、物件11上には、建物があり、都市計画法に違反している。 - 都市計画法第34条第12号にあり宅地利用の可能性はある。適法に宅地利用申請するには、違反建物を除却し申請する必要がある。 物件10と物件12は塀の外側にあるものと思われ市道と一体利用されている。南西及び南東方の市道は建築基準法外の道路で道路後退の必要がない。	

2 建物の概況及び利用状況 未登記目的外建物(物件11上の建物)

区分	主である建物
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 登記はないが国土地理院の空中写真で確認すると平成19年頃から存在が確認できる。 経過年数： 約17年 経済的残存耐用年数： 約8年
仕様	構造： プレハブ造 屋根： 亜鉛メッキ鋼板葺 外壁： 亜鉛メッキ鋼板 内壁： 外観調査のため不明 天井： 外観調査のため不明 床： 外観調査のため不明 設備： 電気設備 その他： 特になし ※アスベストの存否は不明
床面積(現況)	1階：約39.74㎡ 2階：約39.74㎡ 延べ 約79.48㎡
現況用途等	倉庫として利用されている。
品等	使用資材： 劣る 施工： 劣る
保守管理の状況	劣る 経年相応の老朽化・損耗がある。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	・当該建物は、登記されておらず、建築確認ない。課税もされておらず課税上の新築時点も確認できない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件9～12(雑種地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	地積(㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
9	21,800	0.891	117.00	1.00	2,270,000
10	21,800		23.00	1.00	450,000
11	21,800		117.00	0.60	1,360,000
12	21,800		15.00	1.00	290,000
			272.00	合計	4,370,000

※ 計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア. 標準画地価格(公示価格等からの規準)

基準地価格(上尾-18)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 23,200 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{99.7}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{106.0} & \div & 21,800 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地の所在する地域は対象地域に比し、各条件の格差は次のとおりである。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{街路条件:105} & \text{交通・接近条件:101} & \text{環境条件:100} & \text{行政的条件:100} & \text{その他条件:100} \\ & & & & 1.05 \times 1.01 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \div 1.06 \end{array}$$

イ. 個別格差：画地条件等を考慮した。・規模小+50、・雑種地-40、・道路後退-1

$$1.500 \times 0.600 \times 0.990 = 0.891$$

ウ. 地 積：登記数量

エ. 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件11土地については、目的外の未登記建物のための土地利用権等価格を控除し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
11	1,360,000	0.20 場所的利益	270,000

※国土地理院の空中写真から抵当権が設定された昭和62年2月頃には建物が存在しなかったものと判定した。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
9	2,270,000			1.00	0.70	1,590,000
10	450,000			1.00	0.70	320,000
11	1,360,000	270,000		1.00	0.70	760,000
12	290,000			1.00	0.70	200,000
一括価格(合計)						2,870,000

ウ. 占有減価修正：なし

エ. 市場性修正：なし

オ. 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

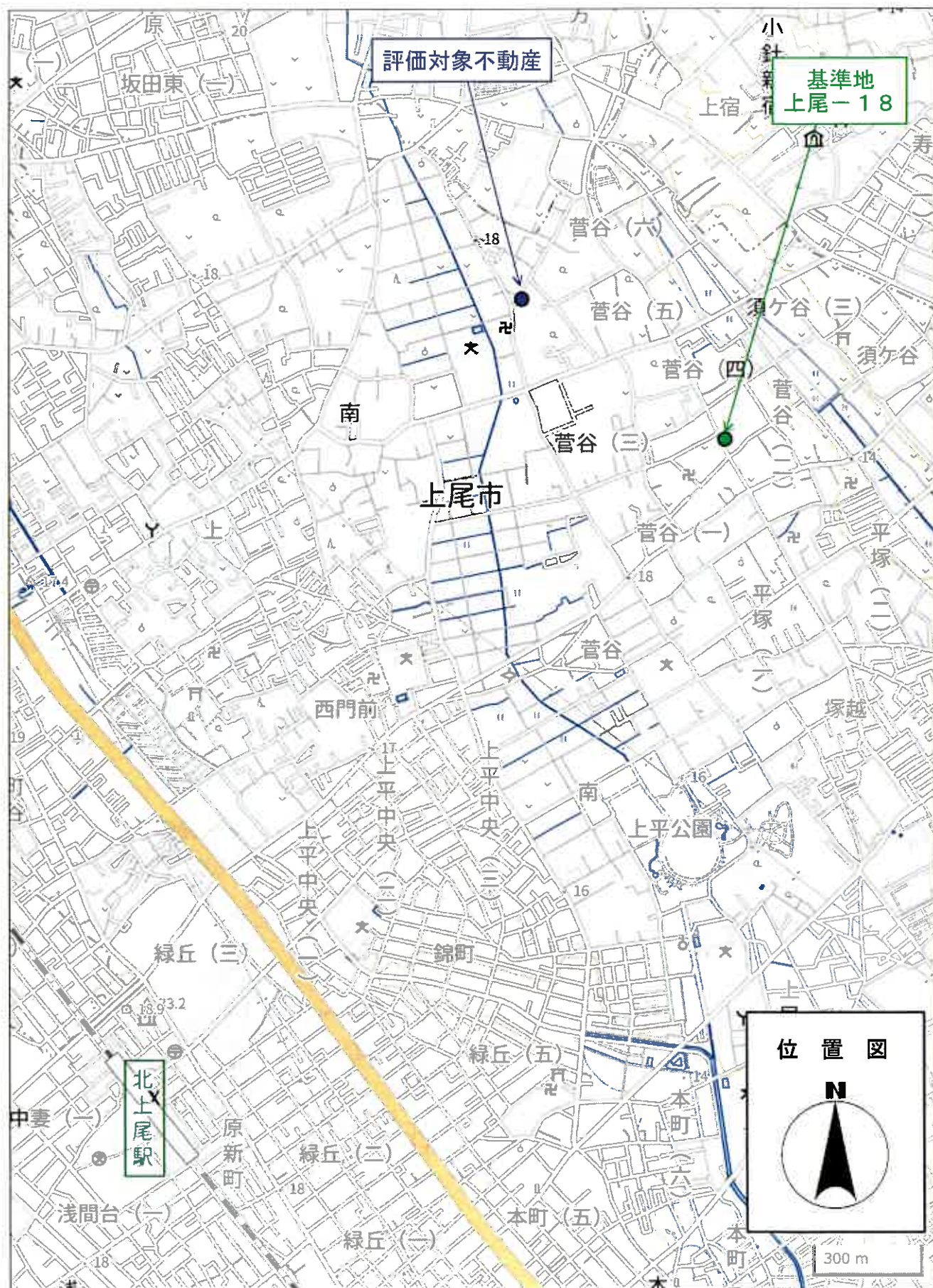
基 準 地 価	格 : (上尾-18)
所 在	在 : 埼玉県上尾市菅谷 2 丁目 4 5 番
価 格	格 : 23,200円/㎡
位 置	置 : J R 高崎線「北上尾」駅約2600m(道路距離)
価 格 時 点	点 : 令和6年7月1日
地 積	積 : 1,071㎡
供 給 処 理 施 設	設 : 上水道
接 面 街 路	路 : 南西6.0m市道 南東側道
用 途 指 定	等 : 市街化調整区域 (建ぺい率50%、容積率100%)
地 域 の 概 要	要 : 畑が多い中に、一般住宅、農家住宅等が混在する住宅地域

第6 附属資料

- ① 位置図
- ② 付近図
- ③ 公図写
- ④ 地積測量図
- ⑤ 土地建物位置関係図

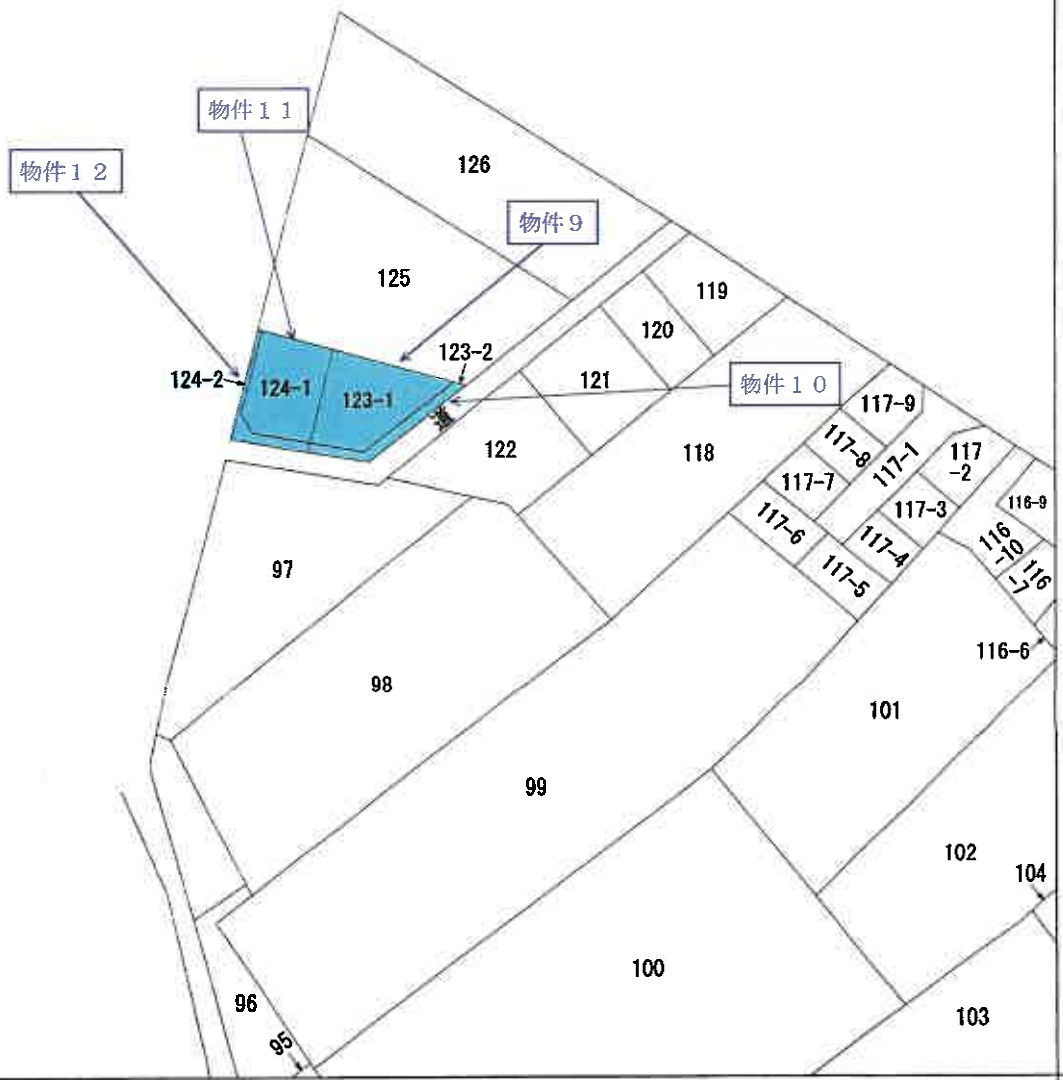
以下余白

Vector

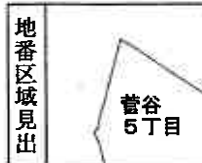


地理院地図 Vector





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在	上尾市菅谷五丁目				地 番	123番1			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

70%縮小コピー (原本サイズA3)

(さいたま地方法務局上尾出張所管轄)

令和6年10月21日

さいたま地方法務局

地図整理番号：M87882

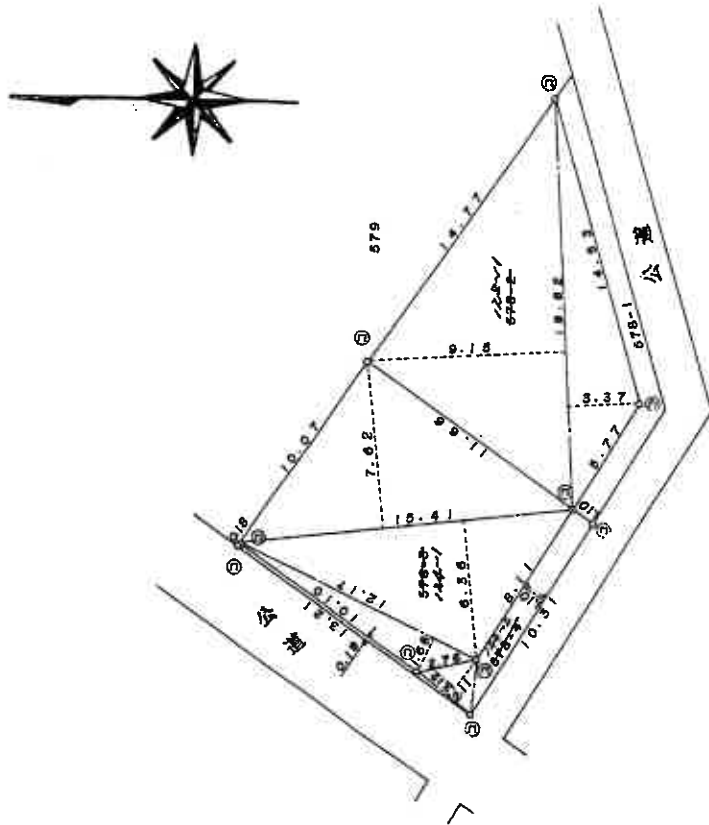
登記官

(1/1)



1234038

土地の所在



	タイ	クワ	イグ
670-2	18.82	X 9.15	= 172.2030
	18.82	X 3.37	= 63.4234
			イグ = 235.6264
			イグ = 117.81320
670-3	15.41	X 7.62	= 117.4242
	15.41	X 6.36	= 98.0076
	12.17	X 1.66	= 20.2022
			イグ = 235.6340
			イグ = 117.81700
670-4	13.21	X 0.18	= 2.3778
	10.10	X 0.18	= 1.8180
	3.12	X 2.11	= 6.5832
	10.31	X 1.10	= 11.3410
	8.11	X 1.10	= 8.9210
			イグ = 31.0410
			イグ = 15.52050

ソウダ	254.54000	-117.81320	-117.81700
ソウダ	-15.52050		
578-1			
ソウダ			3.38930 m

凡例	品名	製造国	成分	用途	備考
①	石	杭	④	プラスチック杭	
②	コンクリート杭	⑤	金属杭		
③	金属杭	⑥	金属杭		

浦和市
土地家屋調査士

作製者

59年3月10日(作製)

縮尺	1/250
----	-------

地圖整理番号: W87883

土地建物位置關係圖

